

平成２９年度 バイコロジー運動方針

バイコロジーをすすめる会

自転車は、近距離交通手段・運搬手段としての利便性・経済性が高く、通勤・通学・買い物等広く市民生活の中で利用されているばかりでなく、現代人の健康志向を受け、スポーツ・レクリエーションの用具としてますます活用されるようになってきている。

自転車に乗ることは、心臓やひざの関節などに無理な負担をかけずに、各人の体力に応じて効果的な有酸素運動となることから、とかく運動不足になりがちな現代人の心身の健康増進に多いに寄与し、生活習慣病の予防や、引いては医療費の抑制につながることも期待されている。

また、地球温暖化防止が世界的な緊急課題となってきた今日、自転車の無公害・省資源性が改めて認識され、持続可能な社会を実現する対策の一つとして、世界中で、自転車を積極的に活用しようという機運が盛り上がっている。

一方、自転車乗用環境整備の立ち遅れ、自転車利用者のモラルの低下などにより、鉄道駅周辺や商店街地区などにみられる自転車の放置問題も十分に改善されているとはいえない状況にある。また安全運転に必要な正しい知識と技術、交通ルール・マナーに関する教育機会も十分確保されているとは言えず取締りも追いついていない中、特に歩道上での自転車と歩行者との交通事故もいまだ多く大きな社会問題となっている。

こうした中、悪質な自転車運転者に対し安全講習の義務化を盛り込んだ改正道路交通法が平成２７年６月１日より施行され、取締りと啓発の体制が強化された。

また平成２８年１２月１６日付で、超党派の国会議員による自転車活用推進議員連盟を中心とした議員立法により『自転車活用推進法』が公布され、同法第１４条第２項で「５月５日は自転車の日」・「５月は自転車月間」と新たに定められた。国土交通省に『自転車活用推進本部』を設置し、国や地方自治体等の公的機関が主体となって、２０２０年東京五輪・パラリンピックも見据え、自転車活用で自動車依存を減らし、環境に優しい社会づくりを目指すため、自転車専用レーンや自転車の共用システム（シェアサイクル）の導入等、より一層の自転車有効活用の啓発に向けた機運が高められることが期待される。

このような社会背景を踏まえて、「自転車が安全かつ快適に利用できる環境をつくる」ことを目標とするバイコロジー運動では、自転車の利点（無公害・省資源性・健康維持、増進）等を広く知らしめ、行政の理解と協力のもと乗用環境の整備を促進するとともに、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を図り、正しく楽しく自転車を利用するよう各地域で地道に啓発して行くことが求められている。

このような求めに応えて、バイコロジーをすすめる会は、地球環境にやさしく、健康増進に効果ある自転車の安全かつ快適な利用を推進するために、平成２９年度の運動方針を次のように定め、全国のバイコロジー地方組織とともに事業を展開する。

〔運動方針〕

- ◎自転車が地球温暖化防止に役立つとともに、スポーツ・レクリエーションの用具として、心身の健康増進に効果がある乗り物であることを広く一般に呼びかけ、自転車利用の普及を図ろう。
- ◎社会問題となっている自転車と歩行者の交通事故防止を図るため、自転車の適正な通行方法を啓発する内容の配布物を作成し、直接自転車利用者に呼びかけよう。
- ◎『自転車活用推進法』が制定されたことを広く一般市民に啓発すると共に、自転車が安全かつ快適に利用できる環境を実現するための積極的な自転車対策の推進を行政に働きかけるとともに、運動への参加を求めよう。